
最近の判例から (9)

認知症により事理弁識能力が低下しているものの、それを欠く常況にあったとは認められないとして、判断能力を認めた事例

(東京地判 平21・11・10 ウエストロー・ジャパン) 松木 美鳥

原告(会社)の代表取締役が認知症により事理弁識能力を欠く常況にあったことを利用して、借地権がないものとして建物を売却し、借地権相当額の損害を与えたとして、被告に対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案において、当該代表取締役は本件売買契約当時、事理弁識能力に低下はあったものの、それを欠く常況にはなかったとして、損害賠償請求が棄却された事例(東京地裁 平成21年11月10日判決 棄却 ウエストロー・ジャパン)

1 事案の概要

(1) 原告Xは、不動産の賃貸・保全及び管理等を目的とする特例有限会社である。

Xの代表取締役は、Bであり、取締役は、D及びAであったが、Bは、平成19年8月28日に死亡したため、Aが、平成20年5月30日、仮代表取締役に選任された。

(2) Bは、妻であるEとの間で、D及びAをもうけたが、Eは、死亡し、その後、Bは、昭和42年3月30日、被告Yと婚姻し、Yの子であるCと養子縁組をした。

(3) 本件土地は、Bの所有であったところ、Bは、昭和49年7月20日、本件土地上に本件建物を建築した。そして、昭和61年5月1日付け売買を原因として、Xが本件建物の共有持分10分の9を取得した旨の所有権一部移転

登記がされた。

(4) 本件建物については、平成18年9月19日付け売買(以下「本件売買契約」という。)を原因として、有限会社Zに対し、共有者全員持分移転登記がされていた。

(5) 原告Xは、Xの代表取締役であったBが認知症により事理弁識能力を欠いていたのを利用して、被告YがYの子でありBの養子Cと共謀の上、Xの唯一の資産であった本件建物の共有持分を取締役らの承認を得ずに無断で他に売却して、借地権価格の10分の9に相当する2億4552万円の損害を与えたとして、Yに対し、不法行為に基づき、上記2億4552万円及びこれに対する不法行為の後である平成18年9月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 判決の要旨

裁判所は次のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

(1) Bは、老齢性の認知症に罹患しており、その程度は、中等度から重度であったものと認められるが、Bは、平成18年2月22日には公証役場に赴き、従前の遺言の内容を変更する旨の遺言公正証書を作成し、また、民事調停事件の手続きを行っている。そして、同年4月18日、本件土地及び本件建物の売却の仲

介を仲介業者へ依頼し、媒介契約を締結している。さらに、同年7月11日にE病院に入院する際には、自ら、精神保健法22条の4第1項によって入院を同意している。少なくとも、これらの手続は、立場が異なる複数の者らがBに対応しているが、その手続の過程において、Bの判断能力に疑問が持たれたような形跡はない。

(2) そして、同年9月19日、F司法書士による本人確認の際には、Bは、媒介契約書に記載されていた責任者の氏名と齟齬があることを指摘し、F司法書士に対し、買主である有限会社Zがどのような会社か、自己が死亡後は売買代金はどうなるのかなどと質問しており、そのやり取りは、Bの判断能力に特に疑問を抱くようなものではない。

(3) Bは、日本語版COGNISTAT検査においては、全体として、見当識、記銘力、注意力及び言語流暢性に障害が認められたものの、「理解」、「計算」及び「論理」は正常域を示しており、このことは、一定の領域において、判断能力は未だ保持されていたことが窺われる。

(4) したがって、本件売買契約の当時、Bは、事理弁識能力に低下はあったものの、それを欠く常況にあったものとは認められない。このことは、D及びAが、同年10月27日に東京家庭裁判所に後見開始の申立てをしているが、裁判所に示唆され、申立ての直後に保佐開始の申立てに申立ての趣旨を変更していることとも合致するものといえる。

(5) 以上によれば、Bは、本件売買契約の当時、老齢性の認知症のため事理弁識能力が低下していた状態にあったものの、未だ判断能力を保持しており、その意思に基づき、本件建物の売却をCに委任したものというべきであって、本件建物の売却について、被告Yに不法行為責任はないから、原告Xの請求は棄

却する。

3 まとめ

法律行為と意思能力の判定に関する最近の判例では、意思能力とは、自分の行為の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定をする精神能力をいうと解すべきであり、意思能力があるかどうかは、問題となる個々の法律行為ごとにその難易、重大性なども考慮して、行為の結果を正しく認識できていたかどうかということを中心に判断されるべきものであるとしている（平成17年9月29日東京地裁判決（判タ1203号173頁））。

本判決も、Bの遺言公正証書の作成、民事調停事件の手続、媒介契約の締結及び入院手続の同意等の行為能力を考慮して、未だ判断能力を保持しており、その意思に基づき、本件建物の売却を委任したと判断したものであり、意思能力の事実認定に関する一事例として、実務上参考となろう。

このほか、くも膜下出血による後遺症に罹患し判断能力が減退していたとして、契約の成立が否定された事例（東京地判H10・5・11判時1659-66）、くも膜下出血により前頭葉機能障害の後遺症により高度に複雑な論理的判断をする能力は欠けていたとして、契約を締結する意思能力を否定した事例（東京高判H11・12・14上記控訴審）、精神障害者がした契約について、意思決定を行う精神能力を有しなかったとして無効とされた事例（福岡高判H16・7・21判時1878-100）などがあるので、参考とされたい。

なお、今回、本誌本号(10)、(11)において、別の最近の事例を紹介しているので、あわせて参考とされたい。